

ソフトウェア使用許諾契約

- 第1条 使用者は、表記（1）のソフトウェアを表記（2）のライセンス数に応じた台数のパーソナルコンピュータにおいてのみ使用することができる。
2. 使用者は、ソフトウェアを使用者の社内業務遂行の目的でのみ使用し、第三者に使用させてはならない。
- 第2条 使用者が、ライセンス数に応じた台数以上のパーソナルコンピュータでソフトウェアの使用を希望する場合は、表記（4）の管理者を通して、別途使用許諾者より使用許諾を受けるものとする。
2. 使用者は、表記（4）の管理者に変更が生じた場合は、直ちに使用許諾者に通知するものとする。
- 第3条 使用許諾者は、表記（5）の期日までにソフトウェアを機械読み取り可能な形式で使用者に納入する。
2. 使用許諾者がプログラム設置作業において、指定計算機を使用する必要が生じたときは、プログラム設置作業に必要な範囲で指定計算機を無償で使用できるほか、使用者から指定計算機の使用に必要なサポートの提供を受けることができる。
- 第4条 使用者は、ソフトウェアの引渡しを受けてから表記（6）の動作確認期間内にプログラムの動作確認を行い、プログラムが資料記載の仕様に合致しない等、瑕疵を発見したときは、直ちに使用許諾者に通知するものとする。
2. 前項の通知があったときは、使用許諾者は使用者と協議のうえ合理的期間を定めて、修補を行い前条のとおり使用者に納入する。その場合、使用者はソフトウェアの瑕疵の程度が通常の使用に耐え得ない場合に限り、使用許諾者と協議のうえ動作確認期間を延長できる。
3. 動作確認期間が経過したとき、又は使用者が動作確認期間中にプログラムを自己もしくは第三者の業務のために使用したときは、動作確認を終了したとみなされる。
- 第5条 使用許諾者は、ソフトウェアが日本国の著作権その他の無体財産権を侵害するとして、第三者から請求がなされるなど紛争が生じた場合には、使用者が以下各号に従うことを条件として、自己の費用で紛争を解決するものとする。
- （1）使用者が紛争の事実及び内容について書面により速やかに通知すること。
- （2）使用許諾者に紛争解決のための全権限を認めること。
- （3）使用許諾者に紛争解決のための必要な協力を行うこと。
2. ソフトウェアが第三者の権利を侵害していると使用許諾者が判断した場合、使用許諾者は自己の費用で以下のいずれかの措置をとることができるものとする。
- （1）使用者がソフトウェアを継続して使用できるための権利を取得すること。
- （2）当該ソフトウェアを侵害とならない同等の機能を有する他のソフトウェアと交換、又は侵害とならないよう変更すること。
3. 使用許諾者が合理的な努力をしたにもかかわらず前項各号の措置をとることができない場合には、本契約を解約して、すでに支払済の使用料を返却するものとする。
4. 前各項の定めにかかわらず、使用者がソフトウェアと他の製品との組み合わせ、あるいは使用許諾者の承認を得ない改変をソフトウェアに行っていた場合、又は使用者が本契約に違反した使用をしていた場合には、使用許諾者は前各項の責任を負わないものとする。
- 第6条 使用許諾者は、プログラムに瑕疵が発見された場合には、表記（7）の開始日から起算して6ヶ月の無償保守期間内にかぎり、無償で修補を行うものとする。
2. 前項は本契約に基づく使用許諾者の責任のすべてを定め

たものとし、前項及び前条を除いては使用者によるソフトウェアの使用の結果、使用者又は第三者が被った損害については直接間接にかかわらず使用許諾者は一切免責されるものとする。

3. 使用許諾者の責に帰すべき事由により使用者が損害を被った場合、使用者が使用許諾者に対して請求できる損害賠償の額は、次条の使用料の額で実際に支払われた額を超えないものとする。なお、使用者は使用許諾者の行為から直接に生じかつ使用者が現実に被った通常の範囲の損害を除き、損害賠償を請求できないものとする。なお、使用許諾者はソフトウェアが瑕疵のないものであること、又は使用者の特定目的に適合したものであることを保証しない。

第7条 使用者が、使用許諾者に支払うソフトウェアの使用料及びその支払条件は表記の見積書に定めるとおりとする。

第8条 ソフトウェアに関する著作権その他の無体財産権は、オリジナル、複製物又は改変物であるかにかかわらず使用許諾者又はソフトウェアの著作権者に留保される。

第9条 使用者は、使用許諾者がソフトウェアに表示する著作権表示を消去又は改竄してはならない。

第10条 使用者は、ソフトウェアのバックアップを保有する目的に限り機械読み取り可能な形でソフトウェアの全部又は一部を複製することができる。ただし、複製物の所有権は使用許諾者に帰属し、使用者は複製物を使用許諾者から提供されたオリジナルのソフトウェアと同様に扱うものとする。

2. 使用者は、前項による場合といえども、使用許諾者の事前の書面による承諾なしに複製物を2部以上保有しないものとする。

第11条 使用者は、使用許諾者の書面による承諾を得ずソフトウェアを改変してはならない。

第12条 使用者及び使用許諾者は、本契約に関連して知り得た相手方及び相手方の顧客の秘密を第三者に開示漏洩してはならない。また、使用者はソフトウェアを使用する必要がある使用者の従業員及び使用者の委託先以外の者にソフトウェアの内容を開示しないものとし、当該開示した者に対しても使用者の責任で本条の守秘義務を遵守させるものとする。ただし、以下各号の情報については、秘密として取り扱わないものとする。

- （1）知得の前後を問わず公知となった情報。
- （2）以前より保有していたことを書面により証明できる情報。
- （3）第三者より守秘義務を負うことなく、正当に入手した情報。
- （4）独自に開発又は発見した情報。

2. 本条の義務は、本契約の終了後も有効に存続するものとする。

第13条 使用許諾者は、ソフトウェアの使用状況を検査するために使用者の事業所に立ち入ることができる。

第14条 使用者は、使用許諾者の事前の書面による承諾を得ることなく、本使用条項に基づく権利義務を第三者に譲渡あるいは第三者の担保の用に供してはならない。

第15条 使用許諾者は、使用者が以下各号のいずれかに該当する場合には、何等の催告を行うことなく、直ちに本契約を解約することができる。この場合、解約日において使用者は本契約に基づく使用権を失い、未払いの債務があるときには期限の利益を喪失する。

- （1）本契約又は保守条項のいずれかの条項に違反したとき
- （2）差押、仮差押その他公権力の処分を受けたとき
- （3）破産、競売、整理、会社更生手続開始、特別清算手続

- 開始、民事再生手続開始の申立てがあったとき
- (4) 手形交換所の交換所取引停止処分を受けるなど、財産状態が悪化したと認められるとき
 - (5) 使用者の故意又は過失により、使用許諾者が重大な損害を被ったとき
2. 使用者は、前項又は保守条項第8条第2項による使用権の終了日から1ヶ月以内に、ソフトウェアのオリジナル、複製物及び改変物を使用許諾者に返還あるいは破棄し、使用許諾者に破棄証明書を提出するものとする。
3. 使用者は、使用権が終了した場合であっても第5条第3項の場合を除いて第7条に定める使用料の返還を求めすることはできない。

保守条項

第1条 使用許諾者は、使用者のために次の各号の保守サービスを提供する。なお、使用許諾者は保守サービスの全部又は一部を第三者に再委託できる。

- (1) 使用者に対し、使用許諾者が使用許諾者の仕様及びスケジュールに従い、機能拡張あるいは修正を行ったプログラムの最新版及び変更された資料を、無償及び有償で提供すること。
- (2) ソフトウェアに関する月当たり3時間以内の技術相談。
- (3) 瑕疵の修正

第2条 前条第2号の技術相談の範囲は次の各号のとおりとし、本条に定めのない技術相談については、別途見積りのうえ協議する。

- (1) 基本操作及び使用方法に関する技術相談
- (2) プログラムに異常が発生した場合の対応方法に関する技術相談
- (3) プログラムの使用上、必要又は有効と思われる改善点に関する助言並びに提案
- (4) 正常な運用過程において操作ミスや事故によってプログラム又はデータが破損した場合、可能な最大限の回復方法の指導

第3条 前条に定める保守サービスの受付時間は原則として使用許諾者の休日（土・日・祝祭日等）を除く月曜から金曜の午前10時から午後5時までとする。

第4条 第1条第2号の技術相談は原則として電子メール、電話・ファクシミリ等の通信機器、郵便および使用許諾者の事務所における面談にて行う。

第5条 以下各号に該当する事項に関しては技術相談の適用除外とする。

- (1) 並行テストもしくは本稼働時のデータ入出力等、使用者のなすべき操作又は業務の代行、及び使用者の操作への立会い等。
- (2) システム分析やシステム設計ならびにプログラミング等の開発作業、システム及びプログラムの変更作業、又はこれらのソフトウェア技術に関する指導、講習会への講師派遣等。
- (3) ハードウェアの修理調整、修理に要する運搬、修理期

間中の代替品の貸与、装置の移設又は撤去、消耗品や部品の交換等。

- (4) 使用者又は第三者が使用許諾者の事前承諾又は依頼によらずプログラムを変更、削除、又は追加した場合。
- (5) 使用者の管理不完全又は故意過失によってソフトウェア及びその記憶媒体が破損又は滅失した場合の回復措置。
- (6) 第3条に定める時間外に行う技術相談、又は月例3時間を越える技術相談。

第6条 使用者は、技術相談が円滑に行えるよう使用許諾者に協力（以下各号の事項を含むがそれに限定されない）するものとする。

- (1) 入出力データ、システムドキュメント等の資料の提示、及び関係者との打合せに協力すること。
 - (2) 現状の分析や改善提案のために必要な場合、使用許諾者が事務所に立ち入ること。
 - (3) 技術相談に必要な機器、記憶媒体、電力、消耗品等を使用者が負担すること。
2. 使用者は、プログラムに生じるおそれのある障害等によりデータが滅失又は毀損する場合に備え、プログラムにて処理するためのデータについては、必ずバックアップ（又はその原票）を保管し、損害の拡大の防止に努めるものとする。

第7条 使用者は、使用許諾者との協議のうえ、年間保守契約を締結することができる。

第8条 使用者は、第1条第1号に定めるプログラムの引渡しを受けたときは、既に使用していたプログラムの使用権を失う。

2. 前項により使用権を喪失した場合の措置は、使用許諾契約第15条第2項を準用する。

第9条 使用許諾者は本件プログラムが円滑に運用できるよう繰返し本契約に定める保守サービスを行うものとするが、保守サービスの結果、本件プログラムが完全に瑕疵のない状態になること、又は使用者の特定目的に適合することを保証するものではない。また、使用者が承認し確定した仕様、ハードウェアその他の使用許諾者の責に帰すことの出来ない事由に起因する障害等、使用許諾者が保守サービスを合理的な範囲で繰返し行っても、本件プログラムに生じた障害が回復しない場合は、使用許諾者はその責を免れる。

2. 使用者が保守業務に関し損害を被った場合、使用者が使用許諾者に請求できる損害賠償の額は、使用許諾者に実際に支払われた保守料金の額を超えないものとする。また、使用者は、使用許諾者の責に帰すべき事由の直接の結果として現実に生じた通常の損害を除き、損害の賠償を求めことはできない。

3. 使用者が第6条2項の義務を怠ったために使用許諾者の保守サービス中に生じたデータの滅失又は毀損については、使用許諾者はその責を負わないものとする。

以上